

令和6年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	欠	番	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

9番 鈴木 透

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番 香坂 政博                      6番 野谷 茂

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地の賃借料情報について

9 議案

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

## 会議の状況

### 【議長】

おはようございます。1か月があつという間に過ぎてしまいました。

数日前に梅雨に入ったということで、明日は雨が降りますが、その後は天気が続くそうですので、皆さん、農作業は十分お身体に注意してください。

また、個人的にイノシシの電気柵を設置していますが、近所でも被害が出ており、他の地区は分からないのですが、一色地区では特に困っています。

それでは令和6年度、第3回の総会を開催したいと思います。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、6番野谷茂委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がありませんでしたので、資料に地図を添付しておりませんが、御堂ノ上橋の少し西側の位置にある土地などを含めまして、一色地区内で合計10筆となっております。

なお、相手側への届出の受理通知書については、5月24日付で発行しております。

#### — 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第4条の転用1件の届出を受理しております。

土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは、森ノ脇橋の少し西側の位置にある土地で、住宅用敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、6月4日付で発行しております。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

平成21年の農地法改正により、農地の賃借料の目安となる標準小作料がなくなり、替わって農地の賃借料情報を農業委員会が提供することになっております。

町内の平均農地賃借料につきましては、令和5年1月から令和5年12月までの、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

なお、賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し周知を図っていきたいと考えております。

報告事項については、以上でございます。

**【委員】**

平均的な賃借料というのは、どのように決まっているのですか。

**【事務局】**

農地法第3条の賃借は最近二宮町では申請が出ていないので、1年間の利用権設定のうち、賃借料が発生しているものの平均となっております。

なお、昨年度は10アールあたり年間9,100円、一昨年度は12,900円となっております。

**【委員】**

変動が大きいですね。

**【事務局】**

件数が多くないものですから、いくつか大きい額があると跳ね上がってしまう傾向にあります。

**【委員】**

結局、賃借料は貸主との交渉によるものになるので、これは参考になるはずですね。

**【事務局】**

中間管理機構とのやり取りで、標準的な価格での賃借ということになれば、今回は10,900となります。ホームページにも掲載しますので、参考にさせていただきたいと思います。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【議長】**

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

一 議案第5号朗読 一

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくをお願いします。

**【委員】**

6月11日に借受予定者立ち合いのもと、川勾地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川勾の寺ノ前に位置する農業振興地域の農地1筆で、面積は986㎡です。

借受予定地では主に露地野菜を栽培するとのことで、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われま

す。以上です。よろしくをお願いします。

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第5号について、補足説明いたします。

No.1からNo.2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第5号関係資料をご覧ください。

No.1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No.2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページと13ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定で、新規の申請となっております。

借主については、小田原市で就農しており、現在借主が耕作する小田原市内の農地については、小田原市農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会